貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
流動性貯金	23,544 （ 1.5）	22,411 （ 1.5）	1,132
定期性貯金	1,517,613 （ 97.1）	1,412,362 （ 97.0）	105,250
その他の貯金	414 （ 0.0）	350 （ 0.0）	63
計	1,541,571 （ 98.6）	1,435,124 （ 98.6）	106,446
譲渡性貯金	21,961 （ 1.4）	20,193 （ 1.4）	1,768
合　計	1,563,533 （100.0）	1,455,318 （100.0）	108,214

（注）1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. （　）内は構成比です。

定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種　類		平成29年度	平成28年度	増　減
定期貯金		1,548,602 （100.0）	1,479,891 （100.0）	68,711
	うち固定金利定期	1,548,602 （100.0）	1,479,891 （100.0）	68,711
	うち変動金利定期	－ （ －）	－ （ －）	－

（注）1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. （　）内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
手形貸付	348	448	△ 99
証書貸付	59,211	55,269	3,942
当座貸越	1,307	1,258	49
金融機関貸付	30,725	30,096	629
割引手形	2	2	0
合　計	91,596	87,074	4,521

貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、%）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
固定金利貸出	52,932 （ 55.7）	41,229 （ 46.5）	11,703
変動金利貸出	42,142 （ 44.3）	47,377 （ 53.5）	△ 5,235
合　計	95,074 （100.0）	88,606 （100.0）	6,467

（注）（　）内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
貯金・定期積金等	210	157	53
有　価　証　券	—	—	—
動　産	—	—	—
不　動　産	393	655	△ 262
その他担保物	2,162	2,464	△ 302
小　計	2,765	3,276	△ 510
農業信用基金協会保証	139	28	110
その他保証	748	987	△ 239
小　計	887	1,016	△ 128
信　用	91,420	84,314	7,106
合　計	95,074	88,606	6,467

債務保証見返の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
貯金・定期積金等	—	—	—
有　価　証　券	—	—	—
動　産	—	—	—
不　動　産	31	36	△ 5
その他担保物	—	—	—
小　計	31	36	△ 5
信　用	169	212	△ 42
合　計	201	249	△ 47

貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、%）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
設備資金	5,850　（　6.2）	5,796　（　6.5）	53
運転資金	89,224　（93.8）	82,810　（93.5）	6,413
合　計	95,074　（100.0）	88,606　（100.0）	6,467

（注）（　　）内は構成比です。

貸出金の業種別残高

（単位：百万円、%）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
農業	280（ 0.3）	185（ 0.2）	94
林業	－（ －）	－（ －）	－
水産業	－（ －）	－（ －）	－
製造業	5,884（ 6.2）	3,412（ 3.9）	2,471
鉱業	－（ －）	－（ －）	－
建設業	230（ 0.2）	280（ 0.3）	△ 49
電気・ガス・熱供給・水道業	1,050（ 1.1）	1,050（ 1.2）	－
運輸・通信業	6,833（ 7.2）	5,165（ 5.8）	1,667
卸売・小売業・飲食店	2,429（ 2.6）	4,295（ 4.8）	△ 1,865
金融・保険業	33,449（ 35.2）	35,654（ 40.2）	△ 2,205
不動産業	1,371（ 1.4）	1,405（ 1.6）	△ 33
サービス業	12,876（ 13.5）	9,182（ 10.4）	3,693
地方公共団体	22,306（ 23.5）	23,140（ 26.1）	△ 833
その他	8,362（ 8.8）	4,834（ 5.5）	3,527
合計	95,074（100.0）	88,606（100.0）	6,467

（注）（　）内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

（単位：百万円）

種　類		平成29年度	平成28年度	増　減
農業		294	205	88
	穀作	3	2	1
	野菜・園芸	49	53	△ 3
	果樹・樹園農業	63	37	26
	工芸作物	－	－	－
	養豚・肉牛・酪農	75	28	46
	養鶏・鶏卵	18	10	8
	養蚕	－	－	－
	その他農業	83	74	9
農業関連団体等		2,055	1,546	509
合計		2,349	1,752	597

（注）1．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当します。
なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高です。
2．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。
3．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が含まれております。

②資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
プロパー資金	2,349	1,752	597
農業制度資金	－	－	－
農業近代化資金	－	－	－
その他制度資金	－	－	－
合　計	2,349	1,752	597

（注）1．プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
3．その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：百万円）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
日本政策金融公庫資金	1,122	1,210	△ 88
その他	40	47	△ 7
合　計	1,162	1,258	△ 95

受託貸付金残高

（単位：百万円）

種　類	平成29年度	平成28年度	増　減
㈱日本政策金融公庫 農林水産事業	1,122	1,210	△ 88
㈱日本政策金融公庫 国民生活事業	52	56	△ 3
㈱住宅金融支援機構	4,029	4,914	△ 884
㈱福祉医療機構	6	41	△ 34
農業改良資金	－	－	－
就農支援資金	40	47	△ 7
合　計	5,252	6,271	△ 1,018

リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　分	平成29年度	平成28年度	増　減
破綻先債権額	－	－	－
延滞債権額	162	495	△ 333
３カ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
合　計	162	495	△ 333

（注）1．破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2．延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3．３カ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	—	—	3	3
危険債権	162	27	42	67	137
要管理債権	—	—	—	—	—
小計	166	27	42	71	141
正常債権	95,162				
合計	95,328				

（注） 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績などを基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっておりませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1．破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3．要管理債権
3カ月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

4．正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区分	平成29年度					平成28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	298	313	—	298	313	298	298	—	298	298
個別貸倒引当金	196	71	6	189	71	388	196	48	339	196
合計	495	384	6	488	384	687	495	48	638	495

貸出金償却の額

（単位：百万円）

項目	平成29年度	平成28年度
貸出金償却額	—	—

（注）貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、平成29年度および平成28年度においては発生しておりません。